

第2回「防府市教育振興基本計画策定委員会」会議録概要

- 1 開催日時 令和2年8月19日（水） 午前10時～午前11時57分
- 2 開催場所 防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 出席委員 13人
- 4 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化している。）

【委員長】 それでは、議事に入る前に、前回の会議でご協議いただいた内容について確認させていただきます。

前回は、防府市教育振興基本計画の策定体制や、この委員会の関わり方、スケジュール、2次計画の骨子（案）と計画の基本的な考え方について協議を行い、皆様からもご意見をいただきました。

そういったことを踏まえて、本日の「議題1 第1回策定委員会における質疑等の概要について」に入らせていただく。

事務局から御説明をお願いします。

【事務局】 「議題1 第1回策定委員会における質疑等の概要について」資料1により説明。

資料の裏側の中ほど、議事7計画の基本的な考え方についてのF委員の発言の部分から、まず安全教育の推進は、「地域防災教育」と名称を変更して取り組む必要があるのではないか、との御指摘について。

資料2の計画書素案の55ページ。

本市においても、子どもたちの発達段階に応じた防災教育の実施や、また保護者や地域住民、地域の関係団体等との密接な連携を図るなどの取り組みを行っている。

また、「子どもたちの命を守る」という観点から、防犯、交通安全というのものも、欠くことのできない、重要な課題である。

そこで、今回の計画において、委員の指摘も踏まえ、項目の名称を「学校安全の推進」に変更したい。

次に、食、あるいは食育というものについては、「健康教育」と「安全・安心な学校給食の推進」という2つの項目に分けられているが、どのような範疇、考え方で分けるのか、ということについて。

計画書素案の33ページ、35ページが関連のページ。

体力は人間活動の源であり、健康の維持といった身体面のほか、意欲や気力といった精神面の充実にも大きく関わるもので、子どもたちが生涯にわたって、たくましく生きるために必要な健康や体力を育成することが重要である。

また、学校給食については、「生きた教材」として食育の推進については重要な意味を持つものである。

そこで、本計画において、健康に係る施策については、幅広く現代的な教育課題に対応するための健康教育の推進と「生きた教材」、あるいは実践の場としての学校給食という面から捉えることとした。

例えば、食物アレルギーへの対応については、主にアレルギーの「事故防止」の観点から捉えることとし、学校給食の範疇に含めている。

次に、特別支援教育について、実態を踏まえ、具体的な行政施策を考えるべきではないか、とのご指摘について。

計画書素案の37ページ。

障害のある子どもについて、一人ひとりの障害の状態やニーズに応じて、その可能性を最大限伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う特別教育の推進が必要になってくる。

そこで、本市においては、具体的な取組として、通級指導教室の設置や個別の

教育支援計画の作成、活用などを行っていくこととし、本計画の中に盛り込んでいる。

また、前回配布した資料、「教育のまち 日本一」を解説した文章のなかで菅原道真公を取り上げており、教育の発展に貢献された先人では上山満之進翁もおられるとのご指摘をいただいた。

前回の委員会の時に説明不足であったが、菅原道真公を取り上げた部分は、ひとつの「考え方」として示したもので、計画に掲載するものではないこと、そして、当然のことながら上山満之進翁や社会の発展に尽くされるなどされた先人について、今後も、教育のなかでも取り上げ、顕彰して参りたい。

また、その他にも人と人との関わりの重要性、ICT関連など様々なご意見、ご提言を頂いている。

最後に、先日の委員会の終了後に、ご指摘を頂いた。

計画書素案5ページの第2章1教育を取り巻く社会の動向の最後に「新型コロナウイルスへの対応」として項目を挙げているが、近年毎年のように災害に見舞われている状況を鑑み、様々な災害への対応としたほうが良いのではないかと、この意見を頂いた。

計画書素案のとおり、変更させて頂いた。

最後に、もう一点、計画素案の目次をご覧頂きたい。

今回の計画で基本施策として追加した項目で 施策の柱のⅣ 安全安心で質の高い教育環境づくりの推進のなかの「学校における働き方改革の推進」「教職員の資質能力の向上」の2つについて、教職員に関することと捉え、最後に持つてくることとした。

【委員長】 今の時点で、ご意見等が有ればお願いします。

【L委員】 61ページ「ミライム」、25ページ「GIGAスクール構想」について説明して欲しい。

【委員長】 計画（素案）の中の個別具体的な事なので、「議題（2） 2次計画素案について」の中でお願ひする。

【事務局】 資料2により計画素案について、全体を3つに分けて説明させていただく。

最初に、第1章から第3章までを取り上げ、次に、4章の施策の柱のⅠとⅡ最後に、4章の残りの部分と5章の計画の推進の部分を取り上げるということで進めてさせて頂く。

それでは、まず、第1章について、計画の1ページ。

計画策定の趣旨について、教育基本法について触れた上で、本市の第1次計画や現代社会の動向を踏まえ、第2次計画策定に向けての考え方を示している。

続いて、2ページ 計画の位置づけについて、この計画は、本市総合計画の教育分野における部門別計画であるということ、そして教育委員会が行う施策を網羅するものであることを記述している。

次に下段、策定体制について、事務局で作成した案について、この策定委員会でご協議頂いた後、パブリックコメントを行い、市民の皆様から幅広く意見を頂戴し、計画を策定する。

3ページ 第2次計画の計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間である。

計画の構成については、第1章では計画の基本的事項について、第2章では教育を取り巻く社会の動向や本市教育の課題を明らかにした上で、第3章において、本市教育の目指す姿や今後5年間の教育目標を設定し第4章において、目標達成に向けた取り組みを記載

第5章では目標指標等について記載している。

続いて、4ページ 第2章 防府市の教育を取り巻く現状と課題について、1において、教育を取り巻く社会の動向について、1から4までそれぞれ、現代の社会における特徴的な事柄について解説している。

少子高齢化、技術革新とグローバル化、そして地域間格差と社会経済的な課題そして最後に、「様々な災害等への対応」という題に変更して記述させて頂いた。

次に6ページ 2 本市の教育の状況について、本市教育の現状と課題を、現計画の施策の5つの柱に沿って、解説している。

1 知・徳・体・のバランスのとれた教育活動の推進について、子どもたちの健やかな成長のためには、確かな学力に加え、豊かな心を育むことが不可欠であり、この項においては、こうした観点から本市の取り組みについて、記述している。

2 地域ぐるみの教育の推進について、コミュニティ・スクールと地域協育ネットワークの取り組みについて記載している。

3 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進について、主に施設と保護者に対する経済的支援について、述べている。

施設については、構造体の耐震化は完了し、今後は非構造部材の耐震化および老朽化対策として長寿命化を図るなどの対策を講じていく必要がある。

7ページ 4 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進について、生涯学習に係る諸施策、人権学習、図書館活動について記載している。

5 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進について、市では平成30年度に、歴史文化基本構想を策定し、文化財を、その周辺環境まで含めて総合的に保存活用することを目指している。

8ページ 子どもの状況について、1回目の策定委員会でお示しした資料から主なものを抜粋し、掲載している。

続いて、第3章 計画の基本的な考え方について。

予測が不可能と言われる未来社会を、変化の激しいこれからの時代を生き抜くため、そして、ふるさと防府をこれからも発展させていくために、どういったことが求められているのか、また、その中で教育の果たす役割や目標について、記載している。

15ページ 施策の柱について、5つの施策の柱を基に施策を整理している。この5つの柱については、現計画と変更は無い。

1章から3章までの説明は以上。

【委員長】 1章から3章まで説明を頂いた。ここまでで、ご意見、ご質問をお願いします。

【J委員】 基本目標について、現計画では「主体的にたくましく生き抜く力と豊かな人間性を備えた人材の育成」となっていて、2次計画の素案では、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」と変更されている。どういう考えで変更されたのか。

【事務局】 基本目標は、「めざすまちの姿」、「めざす人の姿」を実現するために設定しているものである。現計画の基本目標の中の「豊かな人間性」という部分は、素案の基本目標の中の「たくましく生き抜く人材の育成」という言葉の中に含んでいるという考えで整理したものである。

【J委員】 前回は述べたが、「21世紀をたくましく生き抜く人材の育成」という言葉を前面に出していくと、子どもたちにとっては厳しい競争の中で頑張って生きていけというメッセージを出すことになるので、人がお互いに理解しながら協働してやっていくということを基本目標の中に入れる必要があるのではないかと。

- 【事務局】 確かに現在は競争が激しいという現実があると思うが、それだけではなく、14ページにもあるように、こういう社会であるからこそ他者と関わり合いながら取り組むことが大切である。「たくましさ」という言葉の中にはそういったことも含まれているという考えである。
- 【J委員】 他者との関わり合いが重要であるという部分は一致している。ただ、これを基本目標として出すと、事務局はそういう思いを含めたとのことだが、受け取る側は違ってくることもある。ぜひ考慮して欲しい。
- 【委員長】 素案の基本目標の説明文の中には、「人と人が関わるのが重要であり」や「周りの人の人生も含めて」という文言もある。そういった気持ちを込めた新しい基本目標と思われる。
新しい基本目標の文言や説明文の中に競争を煽るような文言はないので、委員にはご理解を賜りたい。
- 【J委員】 この文言が競争につながるものではない、ということであれば、納得する。
- 【委員長】 少なくともこの目標には競争を煽るとか加速させるという意図が込められたものではないということが良いか。
- 【事務局】 基本目標の中で競争を促すなどの趣旨で、このような文言を使用したものではない。
- 【委員長】 第3章まででその他質問等があればお願いします。
- 【F委員】 第2章防府市の教育を取り巻く現状と課題の中で、(1)我が国のということでもグローバルな捉え方となっている。これを防府市ではと置き換えて理解しても良いのか。山口県においても、防府市においてもこれに連なった現状であるという捉え方をしたほうが良いのではないか。
- 【事務局】 委員ご指摘のとおり説明が足りない部分があった。
- 【委員長】 防府市のことを加えていただくなど、言葉を補っていただきたい。
- 【F委員】 ここは計画の基盤になる部分なので、大事にして欲しい。
- 【I委員】 12ページ(5)の説明文が切れている。
16ページ「やさしさ」という語句は、漢字表記ではないか。
- 【L委員】 4ページ(2)の文章の中で、「その情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確にとらえ、読み解く力に課題があるとの指摘がある」という部分の意味が分かりづらい。
- 【事務局】 一般的に入ってきた情報が何を意味するのかということを考える力が必要となってくると言われている。一方で、子どもたちは、文章の構造や内容を的確に捉える能力に少し課題があるとも言われているという趣旨であり、この部分の文章は修正を加えたい。
- 【委員長】 計画書の4章について、説明をお願いします。

【事務局】 第4章の前半44ページまでを説明。

19ページ基本施策Ⅰ-①「キャリア教育の推進」。

児童生徒の自己実現を図るため、全ての小・中学校において、キャリア教育の全体計画を作成し、キャリア教育を系統的・計画的に進め、体験活動の推進や、学校・家庭・地域・産業界との連携の促進等、5つの取組を推進する。

21ページ「確かな学力の育成」。

児童生徒の学力水準の更なる向上のために、新しい学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざした授業改善を推進するために、各種調査結果を活用したPDCAサイクルの確立や、各研修会、市教委訪問における指導助言等、各学校の支援を行う。

23ページ「社会の変化に対応した教育の充実」。

多様で変化の激しい社会をたくましく生き抜く力を児童生徒に身に付けさせるため、全小・中学校へALTを配置してグローバル化に対応したコミュニケーション能力を育むことや、情報の収集、活用、発信等に関する知識・技能の定着を図る。

25ページ「ICT環境の整備と学習活動の充実」。

本市は、山口県で最初に「1人1台タブレット端末の整備」に向けて動き出しており、GIGAスクール構想の実現に向けて、取り組む。

27ページ「学校図書館の充実と読書活動の推進」。

本市では、学校における質の高い読書活動の推進、学校図書館の機能の充実等に力を入れており、市立図書館の協力を得て、防府市子ども読書活動推進計画に基づいた学校図書館の円滑な管理運営に努める。

29ページ「心の教育の充実」。

道徳教育の要となる道徳科の授業の充実に向け、「考え、議論する道徳」への質的転換を図るため、教育委員会と学校が連携、協力して、研修の充実を努める。

また、人権教育を推進するため、社会教育関係部署と連携しながら学校への支援を行う。

31ページ「生徒指導・相談体制の充実」。

開発的な生徒指導の推進、学校内外との連携、きめ細かな不登校対策の推進等に向けて、国の研究指定事業による研究実践の推進、スクールカウンセラーを配置するなど、学校の支援体制を充実させる。

33ページ「健康教育の推進」。

心の健康保持に対する意識の向上、たくましく生きるための体力の育成に向け、各学校の取組支援に努める。

35ページ「安全・安心な学校給食の推進」。

栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育の推進、地産地消の促進、食物アレルギーへのきめ細かな対応などに努める。

37ページ「特別支援教育の充実」。

保護者の不安を和らげ、特別な支援が必要な幼児児童生徒への支援を推進するため、各学校の取組を通して、一人ひとりの教育的ニーズの把握や関係機関との連携等を進め、教育支援体制の充実や授業改善等に努める。

39ページ「幼児教育の充実」。

「幼保・小連携教育研修会」の実施や情報共有による連携など、幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を図るとともに、発達相談会の実施や、保護者の悩みに応じた助言や支援の充実など、子育てに関する相談体制の充実を努める。

続いて、施策の柱のⅡ。

41ページ「地域とともにある学校づくりの推進」。

本市は、全ての学校がコミュニティ・スクールであり、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒の9年間の育ちを支援する。

43ページ「青少年の健全育成」。

関係機関・団体と連携し、家庭教育力の向上をめざすとともに、防犯・巡視活動を推進する。

【委員長】 44ページまで説明を頂いた。今の説明の部分で御意見等が有れば願います。文章の中で※印のついている文言の説明については、今回は掲載していないということで良いか。

【事務局】 今回は掲載していないが、脚注として掲載する予定。また、各ページの余白には、写真やイラストを入れたいと考えている。

【委員長】 それでは、最初にL委員から出された質問について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 「GIGA スクール構想」は、2019年12月に閣議決定された、全ての学校に高速大容量通信ネットワークと児童生徒1人1台コンピュータ端末を整備するという構想。子どもたちが端末を手にして、それぞれの子どもに応じた課題を学習したり、他の子どもと情報共有することができる。

「ミライム」というのは、グループウェアで市内公立小中学校と教育委員会が繋がっているもので、外部からは入ることができない。閉ざされた中でメールのやり取りや、情報共有を図ることができる。

【委員長】 ほかに御意見等が有れば願います。

【A委員】 20ページ キャリア教育について、「キャリアパスポート」が読んだ人がイメージできるのか。注釈が必要ではないか。

23ページ 社会の変化に対応した教育の充実の主な取組の環境教育の充実の中のSDGsについて、SDGsが環境問題だけではないところに目標を設定していることを考えれば、このことについても注釈や説明があると良い。

【事務局】 キャリアパスポートについては脚注に説明文を掲載する。SDGsについても表現を工夫する。

【K委員】 この計画は、私学にも対応するものか、私学との連携はどうなっているのか。37ページ「特別支援教育の充実」について、障害をお持ちの家庭等への支援はしていただいているが、子どもたちが特別な子どもだと思わなくて良いような教育は行われているのか。

【事務局】 生徒指導・相談体制については、実際には私学に通われている方からの相談も受け付けている。直接学校への指導は難しいということを理解してもらいながら、関係機関へ繋いでいる。

特別支援教育については、適正就学ということで、そのお子さんに応じた教育を行っているのが現状である。そういったお子さんを含めた、交流活動を仕組んでいる。また、その子たちが共生社会として大きくなって、同級生としてみんなであって生きていくんだという気持ちになれるような教育を各学校で行っている。

文章については、再度整理をして内容が伝わるようにしたい。

【H委員】 25ページ「ICT環境の整備と学習活動の充実」について、推進員の配置は、書いてあるが、教員に対する研修や教育はどうなっているのか。デジタル社会の進展に伴い、そういったことを専門的に学ぶ場を青少年科学館

に置くなど、特化した教育を受ける場が必要ではないか。

全体を見て文化芸術に関する記述が少ない。既存の授業の中で、子どもたちに伝統や文化を教えて、感性の豊かな子どもを育てようとしているようだが、それでは不十分。体験型の教育ができないのか。

【事務局】 ICTの関係について、教員の研修は各学校で行うとともに、市でプロジェクトチームを作って、研修を行い、その研修成果を各学校に持ち帰っている。今後全ての教員がタブレット端末を有効に活用できるようにしなければいけないので、研修を充実させていきたい。

子どもたちが専門的に学ぶ場所については、防府市には青少年科学館という施設もあるので、そういった関係機関と連携を取りながら、講座等について可能な限り提供できるようにしたい。

文化芸術に関する内容について、学校現場では音楽、書道など、とても大事に扱っている。体験することは、総合的な学習の中で、地域にある施設を訪問したり地域の方から話を伺ったり、地域の文化に触れる活動をしている。

【D委員】 41ページ柱の「Ⅱ 地域ぐるみの教育の推進」について、コミュニティ・スクールは各学校で運営されていると思うが、運営だけで地域に関わるというより、子ども視点での関りというものを大事にすべき。子どものころから地域に愛着や誇りを持っていくことが大事で、コミュニティ・スクールや地域協育ネットを中心に組み込んでいくと良いのではないか。今以上に地域を巻き込んで、子どもたちが愛着を持つようにするための取組を計画に入れると良い。

【事務局】 右田地域では右田小、玉祖小、右田中を合わせて地域協育ネットとなっており、各学校ではコミュニティ・スクールを運営している。各学校での成果をご指摘いただいたと思うが、もう少しダイナミックに、もう少し地域の方が関わって、子どもたちの地域愛を高めていければと思っている。具体的にどのように充実させていくかということは、各学校で課題があると思うので対応を考えていきたい。

【F委員】 40ページ「乳幼児機関への支援の充実」について、主な取組の中の乳幼児機関への支援の充実で、「園児が安全・安心に活動できる環境確保や管理運営に向けた補助事業等について、積極的な情報提供に努めます。」とあるが、情報提供のみならず、何かに取り組みますという形で、施策として一歩踏み込んだ「補助事業に取り組みます」と記述するべきではないか。

【事務局】 記述する文言については、しっかり整理させていただく。

【委員長】 それでは残りの部分を説明頂き、全体を通した形でご質問をお願いします。

【事務局】 45ページから最後までを説明。

45ページ施策の柱の「Ⅲ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進」。

まず「生涯学習機会の充実」。

市民にわかりやすい情報の発信、きめ細やかな相談体制、ニーズに対応した学習機会の提供を行う。

47ページ「生涯学習を支える人材の育成と活用」。

ボランティア活動等の核となるコーディネーターの育成機会の充実を図るなど、知識や技能のある個人等の積極的な活用と運用を図る。

49ページ「人権学習の推進」。

さまざまな人権課題が幅広く存在しており、市民一人ひとりが、互いの存在を認め合い、人権を尊重し合えるようになることが大切で、そのため、市民セミナ

一や講演会を開催し、市民ぐるみの人権学習を推進する。

50 ページ「生涯学習の拠点となる施設の充実」。

公民館では、学習情報の発信、多様な学習機会の提供を、青少年科学館では、科学教室・企画展の開催、少年少女発明クラブの活動を推進する。

51 ページ「図書館の充実と読書活動の推進」。

図書館資料の質・量両面の充実や図書館利用者サービスの充実、子ども読書の推進などに努める。

53 ページ 施策の柱の「IV 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進」

学校施設については、今後、老朽化対策や非構造部材の耐震化を進め、また、電子黒板やICT機器などを研究しながら整備し、適正な運用、管理に努める。

55 ページ「学校安全の推進」。

今後、学校内外の生活の中で、安全に行動できるための危険予測、回避能力を育むこと、地域ぐるみの学校安全体制の整備などに取り組む。

57 ページ「校種間連携・小中一貫教育の推進」。

幼保・小・中・高の連携により「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などを解消するための取り組みを推進するとともに、やまぐち型地域連携教育を活用して、更なる校種間連携を推進する。

59 ページ「教育機会の確保」。

就学援助費の給付や奨学金の貸付、様々な障害や病気を抱えている児童生徒に対する個別の支援体制など教育支援の充実を図る。

61 ページ「学校における働き方改革の推進」。

学校現場においては、指導体制・指導環境の整備を図るため、働き方改革を進める必要があり、業務改善についての好事例の紹介、グループウェアの活用、学校支援人材の活用などの取り組みを進める。

63 ページ「教職員の資質能力の向上」。

教育を取り巻く環境の変化や大量退職・大量採用に伴い組織の年齢構成が大きく変わることが想定されるなか、教職員の人材育成、資質能力の向上が喫緊の課題となっており、教職員研修の充実、学校内部での人材育成に努める。

65 ページ 施策の柱の「V 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進」。

65 ページ「文化財の保存」。

文化財を保護、継承するには、地域住民との協働や学校教育や生涯学習での取り組みが課題となっている。

65 ページ「文化財の活用」。

昨年改正された文化財保護法では、保存された文化財の適切な活用が謳われている。地域住民や活動団体との連携や企画推進ができる人材育成が課題となっており、多様な情報発信や講演等による学習機会の提供を行うとともに、学校教育や市民の学習活動の中で、文化財が活用されるよう取り組む。

続いて、第5章 目標指標については、議題3で説明する。

69 ページ「計画の推進」。

この計画を策定後は、学校はもちろん、家庭や地域の皆様、そして行政が連携、協働することにより社会全体で教育の振興を図ることが重要になる。

計画の進行管理について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条の規定に基づき、毎年度、教育行政の管理及び執行の状況について、点検評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表をしている。

今後は、この点検評価と本計画の目標指標を連動させ、PDCAサイクルを回す中で、計画の目的を完遂するよう、努める。

【委員長】 全体を通して説明の部分で御意見等が有ればお願いします。

【L委員】 23 ページ「英語教育の充実」について、取組の方向性で「英語教育の充実、

異文化体験の機会を充実し、グローバル人材の育成を行います。」とあるが、グローバル人材とは何か。国際交流という活動もあるので、そういったことも教育の取り組みの方向性に入れてはどうか。主な取組の中の英語教育の充実について、ICTを活用した英語教育の取組を入れてはどうか。

25ページ「ICT環境の整備と学習活動の充実」について、これからデジタルな時代を迎えるにあたって、子どもたちの創造性や応用力に期待している。問題を発見・解決したり自分の考えを形成する能力の育成だけでなく、創造力や応用力の育成について記載すべきではないか。不登校の方や特別支援の方にもICTを活用した学習の機会が与えられると良いと思うので、そういった記述も必要ではないか。

【事務局】 国際交流のことやICT教育による創造力や応用力の育成については、しっかり検討して伝わるような文章にしていきたい。グローバル人材とはどのようなものかわかるような書き方にする。

英語教育については、現在でもICTを活用している。不登校の子供たちについては、1人1台端末になると色々な可能性も出てくるので、しっかり検討していきたい。

【I委員】 27ページ「学校図書館の充実と読書活動の推進」の現状と課題の最後、「このオンラインネットワークシステムの」とするとわかりやすい。また、同じページ最後の段落、「学校図書館オンラインネットワークシステム」とすると良い。

51ページ「図書館の充実と読書活動の推進」の中には、学校図書館について書かれていないので、取組の方向性の4つ目、最初に「学校図書館をはじめ」と入れる。主な取組の4つ目、「他の図書館や施設・機関等」の前に「学校図書館」を加えると良い。

【事務局】 ご指摘いただいた点につきましては、整理し検討する。

【G委員】 放課後子ども教室とほうふせませます人材バンクについて、本計画に人材バンクについては記載されているが、放課後子ども教室は目標指標が平成29年に全小学校に設置されたことで今回削除されている。地域とともにある学校づくりの推進の中に、子どもの安全管理、子どもの主体性、学校や公民館との連携など、人づくり、地域づくりの好循環を続けていくために、ぜひ必要な放課後子ども教室ではないかと思うので、「放課後子ども教室の充実」という形で掲載して欲しい。

図書館の充実と読書活動の推進について、最初に防府図書館の成り立ちについて記載することはできないか。

【事務局】 放課後子ども教室については42ページ地域教育ネットの推進の中に記載しているが、表現等について検討したい。

【E委員】 37ページ「特別支援教育の充実」について、取組の方向性の2項目目「支援の充実を図ります」とある。障害を持ったお子さんが放課後通う施設も多くあると思うが、そういった方々との連携という意味であれば、もっと具体的に書くべき。

57、41、42ページコミュニティ・スクールについて、中学校が中心となっているが、中学校をベースに考えてしまうと、ばらばらになる子どもたちが発生してしまう現状がある。基準が小学校であれば、中学生は自分が通っていた小学校に戻って活動をすることができる。コミュニティ・スクールがスムーズに進んでいるか検証が必要ではないか。

53 ページ施設の老朽化について、佐波中学校の体育館は老朽化がかなり進んでいるのでしっかりチェックしていただきたい。学校教材についても各学校で大きな差が生じないように現状のチェックをして欲しい。

60 ページ「地理的条件の解消」について、小野小学校はスクールバスがあるが、牟礼南小学校の末田地区の子どもたちは、路線バスを利用して通学している。登校時は良いが、下校時の不便な状況についてもチェックして欲しい。

61 ページ部活動のことが記載してあるが、学校の規模、人数によって活動できない種目があるため、小規模校については他の学校と合同で活動できる体制をとって欲しい。

65、67 ページ文化と伝統について、裸坊まつりが、中学校の期末テストと時期が重なる傾向にある。教育振興基本計画に文化・伝統について記載するのであれば、期末テストの開催時期を検討していただきたい。

【事務局】 ご指摘いただいたことについては、学校と連携しながら情報共有し対応を考えていきたい。

コミュニティ・スクール、地域協育ネットについては、各学校で工夫しながら進めているが、課題があるという声も届いているので、教育委員会としても充実したものとなるように考えていきたい。

【委員長】 議題の3、目標指標について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 資料3により、「目標指標」について説明。

目標指標とは、計画の進捗状況を具体的に測るため、設定するものである。

今回、25の基本施策に対して26の指標を設定している。

資料の見方について、この表は目標指標を施策の柱ごとに、計画書目次の4章の①から順に掲載している。

例えば、資料の3「I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進」の左端 No1 基本施策番号の①「自分にはよいところがあると思う」という指標は、計画書の目次で、「I 知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進」の①「キャリア教育の推進」に対応する指標である。

資料3の基本施策番号①の下に「新規」と書いてあるのが、今回2次計画で「新規」に取り上げた指標であることを示している。

そして、現状の数値および目標数値として令和7年度の数値をお示ししている。

表の一番右側には、今回指標を設定した理由、意図を書いている。

次に、1次計画 現行の計画から、引き続いて指標として採用するものには目標指標の欄のすぐ右側、1次計画目標値の欄に数字が入っている。

1次計画において指標として採用したが、2次計画においては指標として採用しないものには、基本施策番号欄に「削除」と書いてある。

資料3について、主なものをご説明する。

表の左端のNo1は「キャリア教育の推進」に係る指標で、生徒指導、キャリア教育充実の観点から今回取り入れる。

No2についても今回から、学年が上がるにつれて低下する現状を打破する、ということで取り入れる。

No3は「確かな学力の育成」に関する指標である。

No4及び5については、英語教育について、今回から取り入れる。

No6は「ICT環境の整備と学習活動の充実」に係る指標である。

No7から10番までは、継続する項目。

No7「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という設問に当てはまると答えた児童生徒の割合。

No8は生徒指導、相談体制に関する指標、No9は体力テスト関連、No10学校給食の地産地消の割合となっている。

No 1 1は特別支援教育の充実に関する指標、No 1 2は幼児教育に係る指標である。

No 1 3以降は、削除する項目。

実施が定着したと考えられるもの、数値が算出不能となった、などの理由により、これらの項目については、次期計画においては、取り上げないこととした。

次に 施策の柱の「Ⅱ 地域ぐるみの教育の推進」。

2つの基本施策について、新たに指標を設定し、今後取り組んでいく。

次に施策の柱の「Ⅲ 一人ひとりがきらめく生涯学習の推進」。

No 2 4「聞いて得するふるさと講座」、No 2 5は生涯学習指導者バンクに係る指標である。

No 2 6は人権学習の推進についての指標で新規に挙げている。

No 2 7から2 9番までは、継続項目である。

No 3 0は削除する項目だが、これはNo 2 6とセットになっている。

施策の柱の「Ⅳ 安全・安心で、質の高い教育環境づくりの推進」。

No 3 1は、学校施設について、No 3 2は学校安全について、No 3 3は小中一貫教育に係る指標として新たに設定するものである。

最後に、施策の柱の「Ⅴ 郷土の文化・伝統の継承と創造の推進」。

文化財の保存・活用という2つの基本施策について、共通の3つの指標を設定している。

【委員長】 新規に上げた指標もあれば、削除した指標もあり総数は、現計画とあまり変わらない。

時間もあまりないので、委員の皆様におかれましては、目標指標について御意見、御質問があれば、委員会後に事務局へお知らせ頂きたい。

目標指標だけではなく、計画の素案や字句の修正についても、御意見、御質問等があれば、事務局へお知らせ頂きたい。

その他、事務局から願います。

【事務局】 第3回の策定委員会について、10月12日(月)午後又は10月16日(金)午後を予定している。後日調整して通知をさせていただきます。

【委員長】 第2回教育振興基本計画策定委員会を終了する。